**人的関与ポストの廃止（案）にかかる主な委員意見**

**資料1**

| **意見事項** | **委員意見** | **委員意見への対応** |
| --- | --- | --- |
| １ | “原則公募”との記載について | ○“人的関与ポストを廃止し、原則公募”という記載では、人的関与をしなくなったポストは、どのような場合であっても法人は公募をしなくてはならないと読める。○“人的関与をしなくなったポストについては、法人の判断で候補者を決定できるものの、府OBを選考対象とする場合には公募を義務付ける”という制度なのであれば、誤解が生じないように記載すべき。 | ○現行制度において、人的関与ポスト以外の指定出資法人の役員ポストについては、候補者の選任方法は法人の判断に委ねられるが、府OBも候補者の選任対象に含めようとする場合は、公募手続きを義務付けている。○人的関与をしなくなったポストについては、上記ポストと同様の扱いとするものであり、そのように資料を修正。 |
| ２ | 現職職員の派遣について | ○“現職職員の派遣”と“公募”との関係がよく分からない。公募を行っても候補者が決まらなかった場合に現職派遣をするのか、それとも、現職派遣するポストは公募手続きすらしないのか。資料では読み取れない。 | ○現職職員の派遣については、人的関与ポスト廃止後においても、府の施策推進等の必要性がある場合に、現職職員の派遣を行うもの。○“現職職員の派遣”と“公募”との関係については、現職職員の派遣ポスト以外のポストを公募対象にする。○上記が分かるよう、資料を修正。 |
| ３ | 公募の例外事由①について | ○例外規定を適用するときの判定が難しいと思う。“内心の問題だから例外”ということをどう判断するのか。曖昧な例外規定の要件と思う。○そのポストが個人の価値観、歴史観に関わり、公募の判定では絶対必須になるということで、あらかじめポストを明示することが必要。○公募のタイミングで、“価値観、歴史観に関わるので公募実施困難”とするのは、良くない。〇そのようなポストが大量にあるわけでもなく、途中で変更となる可能性はあると思うが、できるだけ事前に整理するべき。 | ○例外事由①の例示については、あくまで想定される可能性のあるものを記載したものであり、実際にどういった理由で、公募が実施困難であるかどうかについては法人が判断するものであるが、委員意見を踏まえ、例示の記載を修正。○また、“あらかじめポストを明示すべき”との意見については、法人の事業状況等はその時々で異なり、役員を選任するタイミングにおいて、“公募を実施することが困難である理由”かつ、“府OBを役員に就任させる必要”について判断すべきと考えるため、原案のとおり、あらかじめポストを決定するのではなく、役員の選任タイミングにおいて判断するものとする。 |
| ４ | 公募の例外事由②について | ○“公募を実施したが応募がない”ことが、府OBを役員に就任させる客観的に合理的な理由となるので、その後に続く“府OBを就任させることについて、客観的に合理的な理由があるとき”という記載は不要と思う。 | ○法人に公募手続きが義務付けられるのは、選任対象に府OBも含めようとする場合であり、法人が府OBを選任対象から除外する場合は、公募手続きの義務付けはなく、選任方法は法人に委ねられる。○“公募を実施したが応募がない場合”であっても、法人は再公募の実施や、府OB以外の者を選任することも可能であることから、法人が府OBを就任させようと考えるときには、“客観的に合理的な理由”が必要と考えるため、原案のとおりとする。 |